

開発行為に係る消防施設指導基準

1 目 的

この基準は、泉大津市開発指導要綱（以下「要綱」という。）第21条に定める消防施設関係の協議について、一定の基準を定め適正な運用を行うことにより、消防活動上必要な消防水利施設及び消防活動空地等の整備を図ることを目的とする。

2 消防水利の設置基準

開発行為者は、開発区域内に有効な消防水利を次の基準により設置しなければならない。

(1) 開発区域内のすべてが半径100m以内に包含できる消防水利を設置しなければならない。ただし、既存の有効な消防水利点より半径100m以内に包含されている開発部分については、この限りでない。

(2) 開発区域内の面積が5,000㎡以上とした場合は、次に掲げる当該面積に応じた数の耐震性防火水槽を設置しなければならない。ただし、開発区域内の面積が5,000㎡未満であっても、予定建築物の延べ面積が5,000㎡以上の場合または開発用途が多数の者が出入りする場合等において、消防長が必要と認めた場合は、耐震性防火水槽を設置しなければならない。

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| ア | 5,000㎡以上で10,000㎡未満 | 1基 |
| イ | 10,000㎡以上で20,000㎡未満 | 2基 |
| ウ | 20,000㎡以上は10,000㎡で除した数（少数点以下切り上げ） | |

(3) 次に定める消防水利は、前各号の有効な水利には含ないものとする。

- ア 閉鎖敷地内にある私設消防水利。
- イ 国道、府道等でさえぎる位置にある消防水利。
- ウ 鉄道がさえぎる位置にある消防水利。

3 消防水利施設の施行基準

消防水利施設の施行基準は、次のとおりとする。

(1) 消火栓

ア 呼称65mmの口径を有するもので、原則として直径150mmの水道管に取り付けられていること。ただし、直径75mm以上の水道管で消火活

動上必要な給水能力のある水道管に設置するときは、この限りでない。
イ 消火栓の枠及び蓋は黄色に塗色し所在が明確に認識できるようにすること。

ウ 給水計画等により消火栓の設置が困難な場合は、耐震性防火水槽の設置に代えることができる。

(2) 耐震性防火水槽

ア 常時貯水量が40 m³以上であること。

イ 地盤面からの落差が4.5 m以下であること。

ウ 取水部分の水深が0.5 m以上であること。

エ 吸管投入孔及び採水口を設けること。

オ 吸管投入孔はその一辺又は直径が0.6 m以上であること。

カ 給水管は、25 mm以上としポールタップを設置すること。

キ 貯水槽から採水口までを100 mm管とし管長は20 m以内で採水口は75 mmの口径のネジ式メス金具を有し双口とすること。

(3) 消防水利施設は、消防車両が容易に接近できる進入路及び空地を設けなければならない。

(4) その他

ア プール等を消防水利施設とする場合は消防車両が接近しやすい場所に採水口を設置すること。

イ 消防水利施設の標識等は、別添1図によること。

4 はしご付消防ポンプ自動車の進入路等

(1) 1,000 m²以上の開発区域内に、次の用途に供する3階以上の建物を建築する場合は、40 m級はしご付消防ポンプ自動車又は15 m級はしご付消防ポンプ自動車が容易に活動できる進入路とすみ切り及び空地等を確保しなければならない。

ア 多数の者が出入りする建物。

イ 多数の者が勤務する建物。

ウ 共同住宅、専修学校及び大学校。

(2) 前項に定める40 m級はしご付消防ポンプ自動車又は15 m級はしご付消防ポンプ自動車の進入路等は次のとおりとする。

ア 建築物の高さが15 m未満の場合、道路のすみ切りは別添2図に示す値とすること。

ただし、交差点が直角と著しく相違する場合、その他特別の場合は、個々の交差点ごとに決定する。

イ 建築物の高さが15m以上の場合、前アのすみ切りと段差10cm以下の踏み込みゾーン(芝生敷き・花壇等)を別添3図に示す値に設置し、進入路の幅員を確保すること。

ウ 主要進入路及びその他必要な走行路の幅員は4m以上とし、40m級はしご付ポンプ自動車(高さ4m)の運行等の障害となる門、塀、電柱、支線、樹木、看板等の障害要因が存在しないこと。

エ 消防活動空地(別添4図)は3階以上のベランダ側及び消防隊の進入口側に設け、当該建築物の外壁面(ベランダ・消防隊進入口を有する場合はその先端)より幅員6m長さ13m以上を有効に確保するものとし、建築物との離隔距離は5m以内とすること。(別添5図)

ただし、建築物の高さが15m未満の場合は、幅員5m長さ12m以上を有効に確保し、建築物との離隔距離は3m以内とすること。(別添6図)

オ 消防活動空地は平坦とし、傾斜を設ける場合の縦横断勾配は3%以下とすること。

カ 進入路、走行路の土地段差は10cm以下とすること。

キ 消防活動空地内には電気、電話線及び植樹は、はしご付消防ポンプ自動車の伸ていに障害とならないようにすること。

ク 消防活動空地への進入路及び伸てい部署位置の基盤強度は、40m級はしご付消防ポンプ自動車にあっては25t、15mはしご付消防ポンプ自動車にあっては10tの重量に耐える構造を有するものとする。

(3) 1,000㎡未満の開発区域内で、前1項の用途に供する3階以上の建物を建築する場合は、適用不能なものを除き、前2項ア～クまでを準用する。

5 消防活動空地の代替措置

消防活動空地の代替は原則として認められないが、建築物の配置上確保出来ない等の理由で消防長が止むを得ないと認め、次の付加基準に基づき消防設備等を設置した場合は、消防活動空地の代替措置とすることができる。

ただし、これら消防用設備等が法令等により設置が必要な建築物にあつては、この限りでない。

- (1) 避難ハッチを設置する場合、連続バルコニーをパーテーションで区切り、ハッチ幅の内円は60cmを確保し、3階以上は上下昇降式とする。
- (2) 連結送水管を設置する場合、放水口は呼称50mmの口径を有するもので、3階以上の各階に設置し、格納箱（ホース2本・可変噴霧ノズル1本）は3階・6階・9階及び11階以上の全ての階（ホース4本・可変噴霧ノズル2本）に設置すること。

ただし、11階以上の階の放水口が設置位置から歩行距離が20m未満の建物についてはこの限りでない。

6 その他の設備等

建物の構造及び用途等により消防活動または救急活動を円滑に進めるため、次の指導ができるものとする。

- (1) 開口部の少ない消火困難な建物又は無窓階建物の軽量シャッターは水圧解除式、重量シャッターは水圧開放式としなければならない。
- (2) 多数の者が出入りする2階以上の建物でエレベーターを設ける場合で、特に必要と認めるときは、エレベータートランクルーム（共通鍵）を設置しなければならない。
- (3) 消火困難な地階等で、消防無線が交信出来ない建物は、特に必要と認めるときは、無線通信補助設備を設置しなければならない。

7 消防水利進入路等の検査

開発行為者は、開発区域内に設けた消防水利・進入路等は消防長の行う検査を受けなければならない。

8 基準の特例

- (1) 消防長は、著しく大規模な開発行為、又は特異な開発行為が行われる場合で消防活動上特に必要と認めるときは、開発行為者にこの基準によることなく別に指示することができる。
- (2) 消防長は、消防活動上特に必要でないとき、この基準を適用しないことができる。

以 上

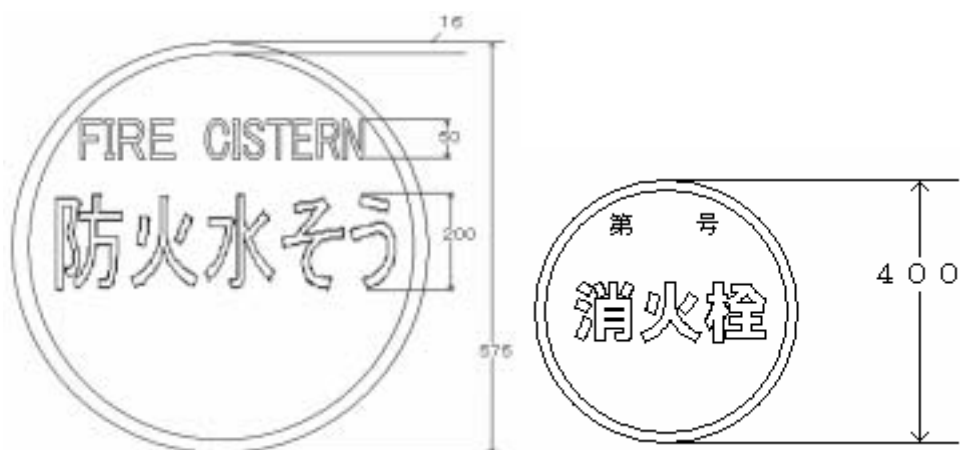
別添 1 図

(消防水利標識図)

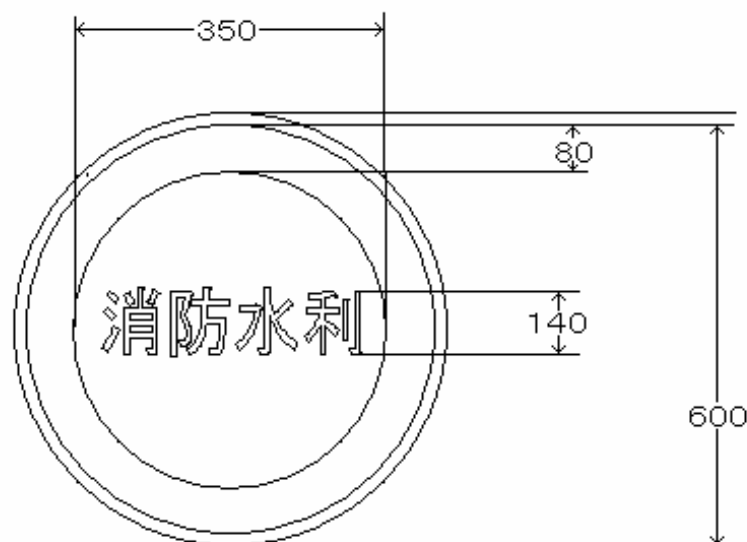
5 7 5 型

4 0 0 型

単位 m m



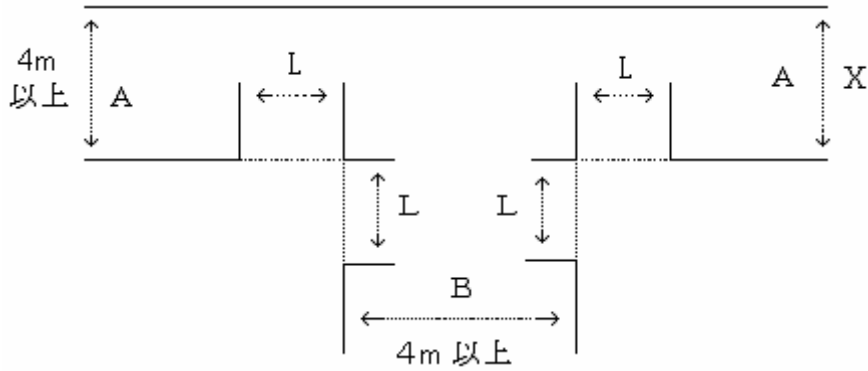
3 5 0 型



色彩：文字及び縁を白色、地を赤色とする。

(すみ切り指数)

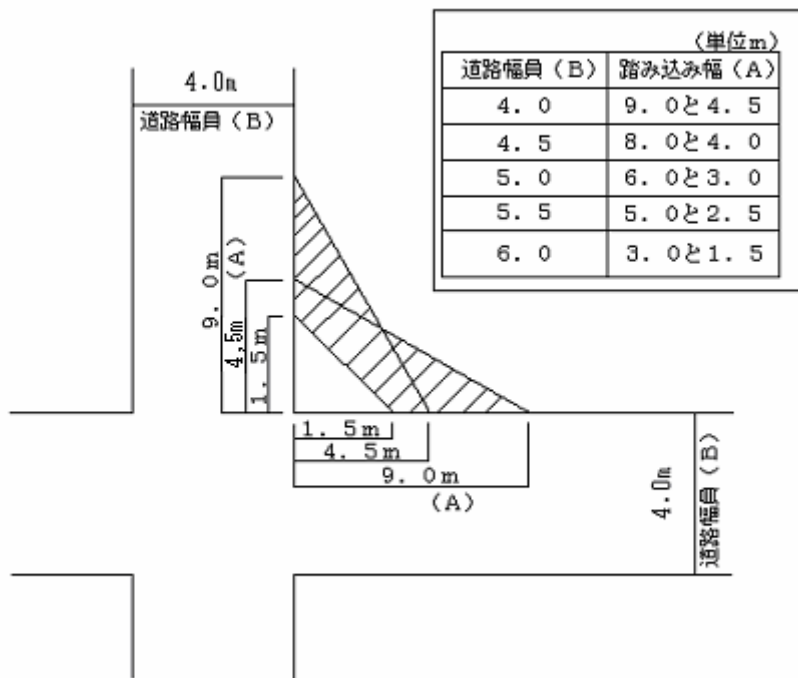
すみ切り指数



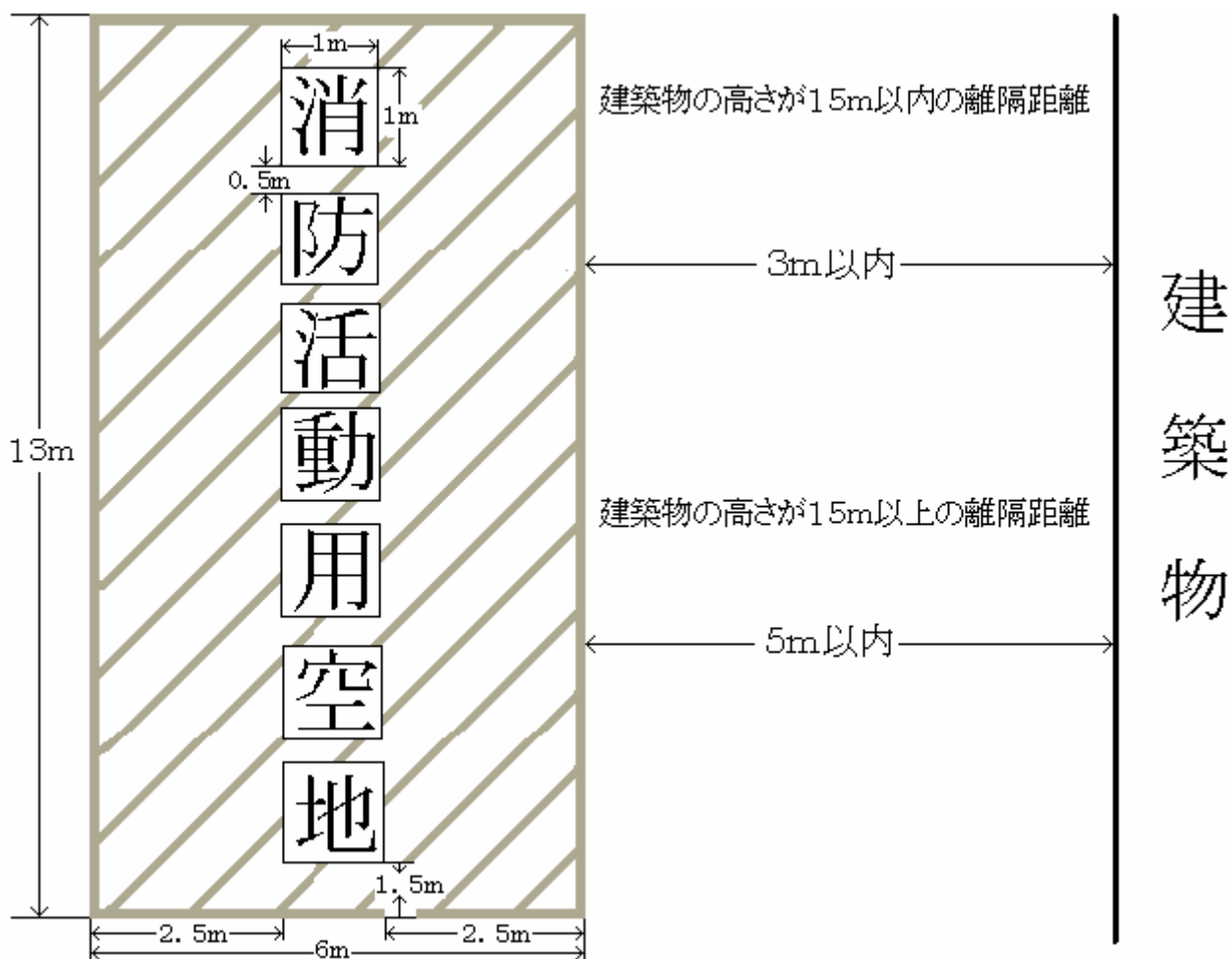
建築高さ 15 m 未満
$A + B + 2L = 11 \text{ m}$

(注) ただし、A、Bそれぞれ最低4.0m以上とし、道路構造令によるすみ切りは確保すること。

(踏み込みゾーンの進入路の幅員表及び進入図)



(消防活動空地の表示図)

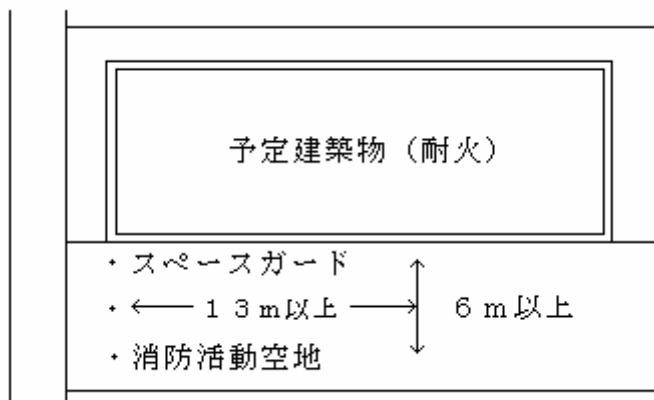


黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントを使用

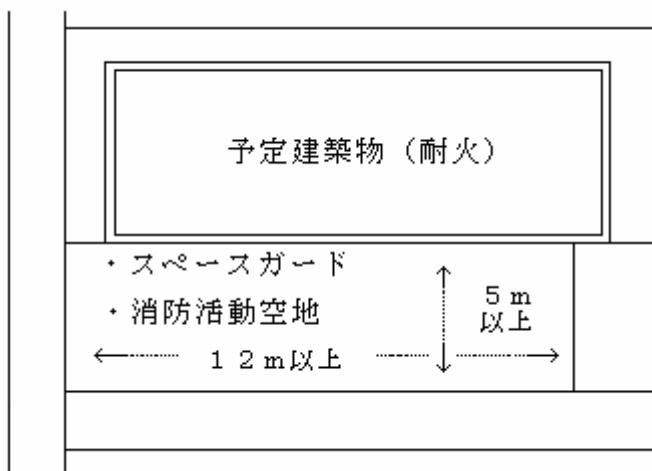
- 斜線角度 45°
 - 斜線 15 本以上
 - 文字 1 m × 1 m
 - 枠取、文字、斜線の太さ 15cm
 - 斜線と斜線の空白 60cm
 - 文字両端の空白 1.5m
 - 文字間の空白 50cm
- 横書も可

* 表示不能の場合はその都度協議すること。

(1,000 m²以上の消防活動空地)



(建築物の高さ 15 m 未満の場合)



* 防火地域・準防火地域の商業地域等に予定する建築物が耐火で、空地そのものが計画できない場合等は別途協議する。